

改正後	改正前
<u>伊賀・山城南定住自立圏推進協議会規約</u>	<u>伊賀・山城南定住自立圏推進協議会規約</u>
第1条～第2条省略 (連携市町村)	第1条～第2条省略 (連携市町村)
第3条 協議会は、伊賀市、笠置町、 <u>南山城村及び山添村</u> をもって構成する。	第3条 協議会は、伊賀市、笠置町 <u>及び南山城村</u> をもって構成する。
第4条 省略 (組織)	第4条 省略 (組織)
第5条 協議会は、 <u>連携市町村の長及び副市町村長</u> をもって組織する。	第5条 協議会は、 <u>次に掲げる者を委員として組織する。</u> <u>(1) 連携市町村の長及び副市町村長</u> <u>(2) 連携市町村の長が指名する連携市町村の職員</u>
第6条 省略 (副会長)	第6条 省略 (副会長)
第7条 副会長は、 <u>毎年度、最初の会議で会長が指名する委員をもって充て</u>	第7条 副会長は、 <u>笠置町長及び南山城村長がこれにあたる。</u>
<u>る。</u>	
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)	2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。	第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

改正後	改正前
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。 <u>3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。</u> <u>4</u> 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 第9条～第12条 省略	2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。 <u>3</u> 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 第9条～第12条 省略